

産業廃棄物処理業育成支援事業費補助金に係る Q & A

Q 1 申請すれば必ず補助金が交付されるのか。

A 1 岡山県産業廃棄物処理業育成支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）で補助対象を定めており、補助対象の要件に該当しない場合は補助金を交付できません。また、予算の都合等により、全ての希望者に補助金の上限額が交付できるとは限りませんので、あらかじめ御了承ください。

Q 2 既に着工した事業についても補助対象となるのか。

A 2 当補助事業は、既に着工している事業については補助対象としていません。

Q 3 自動車に取り付けるタイプの計量設備は補助金対象となるか。

A 3 廃棄物搭載車両計量設備は、据え付けのもののみを対象としています。

Q 4 廃棄物搭載車両計量設備以外の計量設備に付属する電算処理システムは補助金対象となるか。

A 4 電算処理システムが付属する計量設備は、廃棄物搭載車両計量設備のみを対象としています。

Q 5 現在、産業廃棄物処分業の許可を申請中である。許可申請の手続きと補助金交付申請の手続きを、同時に進めてよいか。

A 5 要綱第 2 条で、補助金の対象者を「廃棄物処理法第 14 条第 6 項又は第 14 条の 4 第 6 項の許可を得て県内で産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物（以下「産業廃棄物」という。）の処分を業として行っている者とする。」としているので、許可申請中の場合は補助対象に含みません。

また、要綱第 2 条（7）で、「交付申請日から過去 1 年間に産業廃棄物の処分実績がない者」に該当する者は対象から除くこととしていますので、処分業の許可を有しており、かつ交付申請日から過去 1 年の間に処分実績があることが補助対象者の条件となります。

Q 6 岡山県で処分業の許可を取得しているが、事業場が県境であり、トラックスケールの設置を予定している場所は岡山県外となる予定である。この場合は補助対象となるのか。

A 6 要綱第 3 条に、「補助金の対象となる事業は、産業廃棄物処分業者が…それに関連する設備を県内に整備する次の事業とする。」としているので、岡山県外に設備を整備する場合は補助の対象となりません。

Q 7 要綱第 5 条（4）の「その他知事が必要と認める書類」とは何か。

A 7 補助対象事業の実施に資金的に支障が生じないことを示す書類として、例えば取引銀行等が申請者あてに作成する、交付申請日の直近の「残高証明書」の原本を補助金交付申請書に添付してください。